

一七世紀におけるオランダ毛織物商業

栗原福也

I

一七世紀におけるヨーロッパの毛織物市場は、羊毛取引から製造技術、模様や流行の相互的影響、製品売買に至るすべてにおいて、いわば巨大なスケールで演ぜられる経済活動の一つの舞台を構成しており、諸国家の毛織物業を比較し相關的に考察することによって、ある国の毛織物業の隆替を国際競争の側面からかなりまで照らしだすことができる、とch・ウィルソンは言う¹。毛織物生産と国際競争の相關的把握は毛織物業が最初から輸出産業として方向づけられていたオランダやイタリーの場合一層有効であるに違いない。事実、彼はポスチュムスの作製したライデン毛織物の産出量統計にみられる顕著な傾向、すなわち世紀中葉頃におけるサイ、バイなどの新毛織物(ウステッド)産業の衰退とラーケン(ウルン)製造の興隆の原因、ポスチュムスも説明しえなかった原因を、イギリス側の毛織物輸出統計の分析と比較して次のように説明することができた。すなわち、オランダ新毛織物業はイギリスにおいてやや遅れて勃興した新毛織物業に国際競争で敗退し、またイギリスにおける旧織物ウルン生産の衰微がオランダのラーケン製造の隆盛を招いたと。ところで、ウィルソンはこれらの経緯を主として原毛の供給事情と労働コストの二要因によって説明したが、さらに、われわれはオランダ毛織物業におけるギルド的都市統制、農村工業の徹底的な禁圧、狭隘な国内市場、工業に対する大商業の圧倒的優位——保護主義の欠除——などをあげることができよう。筆者はことに最後の点が最も重要だと考えるのだが、本論では毛織物の流通過程を考察することによってオランダにおける新毛織物業の衰退とラーケン製造業の展開過

程をたどってみたいと思う。

II

オランダの毛織物業は生産組織に較べて流過程の解明が充分ではない。その理由は毛織物生産には厳格な都市的統制が行われた結果豊富な纏った史料が存在するに反して、この国の商業は徹底的な自由主義、政府の無干渉を原則としたから、毛織物商業に関する史料は個別的散発的で充分といえないからである。また仲継貿易を根幹とするオランダの貿易活動において、取扱商品としての毛織物の意義は穀物、塩、鯨などに劣る。この点、一七世紀末まで毛織物が全輸出額のほぼ九割に及んでいたイギリスと異なる。最後に、周知のように多量のイギリス製未仕上毛織物が輸入され、自国産毛織物と同様に染色、仕上加工されて再輸出されたことはこの国の生産者と商人の利害や市場関係を一層複雑にしているのである。ともあれここではまず毛織物商人からとりあげてみよう。

オランダの毛織物商人のうち最も重要なのは *grossier* (卸売商) *lakengrossier*, *lakenkooper* (毛織物商) と呼ばれる人たちとレーデルの二つのグループである。² 後者のレーデルにはラーケンを製造販売する *laken-reeder* とグラインのレーデル *grein-reeder* がある。*laken-kooper* の取扱う毛織物は主として海外とくにイギリスから輸入された毛織物(ウルン、カージー、ベイ、ダズン)と国内産のラーケン、バイなどである。サイヤバイの主要生産地たるライデンにはサイ商人 *saikooper* バイ商人 *baikooper* が存在したが、彼らの活動は限られていて、アムステルダムの大貿易商人の代理人として機能する程度であった。

さて、オランダの毛織物(ラーケン)製造は一六世紀中葉以降衰微し、世紀末にはライデンを中心にサイ、バイなどの新毛織物業が復活したにもかかわらず、スペイン羊毛を使用して良質ラーケンが大量に生産されるようになるのは一七世紀の二〇年代以降であって、それまでは僅かに安物の粗悪品が製造されて国内および隣接ベルギー、ドイツの農民の間に販路を求めていたに過ぎなかった。³ したがって、毛織物商の関心はライデン、ハーレムあるいはフランドル産の毛織物よりもイギリスからもたらされる上質の毛織物に向けられていた。周知のようにイギ

リスの白地・未仕上織物はオランダで染色・仕上されて再輸出されたので、その最大の貿易港アムステルダムには多くの毛織物商が集り、またこの都市に優秀な染色・仕上技術が発達した。一五八五年のアムステルダムの課税台帳によると課税対象者二九三九人のうち七二人の毛織物商が含まれ、その内三四人は六〇五人の最富裕者層に属しており、加うるに未仕上織物を購入し、仕上げて再販売したと考えられる仕上業者が二人存在したことから毛織物商業の発展が窺われるであろう⁴。しかも、これはこの市がスペイン軍によるアントウェルペンの占領によって一層の発展を遂げる以前の史料である。一五九一年には染色業者数の増大から旧市内の染色場（運河）が手狭になって新しい染色場が建設され、あのレムブラントの傑作で有名な染色検査場スタールホーフが設けられたのもこの年であった。

これらの毛織物商は商品をイギリス人から買って再販売する単なる譲渡利潤に甘んじていたのではないことはいまでもない。彼らが購入した織物はオランダの天才的な仕上加工によってほぼ二倍の価格で輸出されたことはよく知られている。染色・仕上は普通賃加工の形態をとったが、毛織物商人が少しでも安い加工賃で仕上げて自己の利益を増そうとしたのは当然であろう。このため彼らが行ったのは一般的には仕上工ギルドの親方と共同戦線を張って仕上工の執拗な賃上要求に反対したことである。すなわち一六一六年、アムステルダムの「仕上業者の職人のストライキに関する市参事会決議」によると「当市の仕上業者および毛織物商の使用する職人が集合し、一六〇七年六月三日の条令で定められた一四スタイファの日給では働かないことを決議して賃上を要求し」たのに対して、以後それによって生じるあらゆる誤解と不満を適宜に防ぐために三六人の市参事会員と協議して「市長は毛織物商に会見し、前記職人たち——まことに惨みに思われる——の賃金を一五スタイファに値上するように勧告した」のであった⁵。このことから明らかなように、当時、仕上工職人は市当局が介入しなければならぬ程の低賃金と貧しい生活を強制されていた。ライデンにおいても一六三四年、四三年、四八年、一七〇〇年の四回に亘って仕上工のストライキが続き、これに対して仕上業者が全国的組織を結成して弾圧を加えたことは史上有名な事件である⁶。また、毛織物商は特定の仕上業者と独占的な契約をなし、ついには自ら仕上業を営み、染色場を設立するに至った⁷。このように毛織物商は一部の富裕な仕上業者と並んで、あるいは職人の賃金を圧下し、あるいは賃加工を通じて最大限の利潤獲得に努力したのである。さらにアムステルダムの仕上業者がギルド的規制下にあり、厳格に実施されなかったとはいえ親方製作、徒弟数制限など一応存在していたことはかれらの上昇を阻止し、賃加工に依存する多数の小規模営

業を温存した。染色業もまた一六一八年に設立されたラーケンネーリングに属し、したがって富裕な毛織物業者の強い統制と監督に従属せしめられた。なんとなれば、ラーケンネーリングの四人の最高役員は常に毛織物商の上層グループから二年毎に選出されたから。⁸

かくて、アムステルダム毛織物商の利害はまず未上毛織物の加工と深く結びついており、一部の仕上業者とともに、アムステルダムの染色仕上業をその支配下に組み入れていたと言ってよいであろう。それ故にこそかのオルダーマン・コケインの企画によるイギリスの未上毛織物輸出禁止に対して、すなわち、オランダから仕上加工業を奪回しようとする試みに対して、オランダの毛織物商は染色業者、仕上業者を率いてイギリス産仕上毛織物輸入禁止をもって報復したのみならず、今や国内産ラーケンの製造を発展させてイギリス毛織物に代えなければならぬと主張する。¹⁰

それならば、かれら毛織物商は本来目指していたであろう流通利潤の確保——商業活動をどのように推進したであろうか。オランダの毛織物商がイギリス産毛織物を購入する経路はマーチャント・アドベンチャラーズとインターロウパーを通じてであった。一五八二年にアントウエルペンからミデルブルグ（一六二一年以後デルフト、一六三五年から一六五五年までロッテルダム）へその指定取引市場を移したマーチャント・アドベンチャラーズはいうまでもなくネザールランドとドイツへの毛織物輸出の独占権を享受し、国内にあっては、毛織物業者からの買いたたきを行い、国外ではあらゆる統制や価格規制によって売手市場の維持を策したが、このことはオランダ毛織物商と政府の反撥を生んだ。両者間で最も鋭い争点を形成したのは購入した織物に長さ・量目の不足・織物の欠陥やきず・輸送中の汚損・織糸のごまかしが存した場合どう処理するかの問題であった。¹¹これらの欠点をイギリス商人に補償させあるいは商品を返還するにしても、その欠陥を公正に調査する方式や、調査場所、調査期限などを定める必要があった。¹³アムステルダムはすでに一五九〇年に毛織物商が購入した外国産毛織物を公式に調査する委員会 *commissie van tarraameesters* を設置したが、さらに各都市もこれに続き、連繋してマーチャント・アドベンチャラーズに対抗する。一六一六年には再燃した *tarra* 問題とイギリスの未上毛織物輸出禁止（一六一四年）を契機として、約三八都市の毛織物商が集って全国的組織 *nationale organisatie der lakenkoopers* を結成するに至った。その際アムステルダムの毛織物商が指導的役割を果たしたことはいうまでもない。かくて、「以後、毛織物商の要求に力を与え、かれらの利益を促進するためあらゆる行動を指導することのできる中心点が

形成された。一揆にして組織が創られ、それによって毛織物商は、団結したマーチャント・アドベンチャラーズに対し統一体としてたち現れることができた¹⁴のである。

他方、イギリス産毛織物はインターロウパーによってフェーレ、フリシンゲン、なかんずくアムステルダムにもたらされた。一七世紀初頭の史料によると当時オランダで染色されるために輸入されたイギリス産毛織物は毎年一〇万—一五万反に及び、さらに仕上のために輸入される数量がこれに加えられるのである。¹⁵同じ頃、イギリスの一パンフレットはマーチャント・アドベンチャラーズの輸出を年間約六万反と推定していることを考えれば、インターロウパーの重要性がおおよそ理解できるであろう。¹⁶さらに「マーチャント・アドベンチャラーズのアムステルダムへの指定市場設置申し入れを拒否した市参事会決議」によると「……前記指定市場はこの市に利益よりも損害を与えらると思われ。……とくに当市に数多く住み、多くの取引を行っているインターロウパーは前記指定市場の設置受入により当市から退去し、近隣諸都市に赴くことを余議なくさせられる……」¹⁷とあり、また別の、毛織物商たちが市当局へ提出した抗議によると、ミデルブルグよりアムステルダムへの指定市場移動は「この州（ホーランド州）の一般的繁栄に背馳し、他方またあなた方（市長および市参事会員）ならびに市民の利益と繁栄にもとり、関税と、課税、評量所（手数料）、（物資の）消費の点で、したがってまた当市の繁栄と商業に、同時に、当州の福祉と繁栄に反している。なんとなればこれらの指定市場の商人（マーチャント・アドベンチャラーズ）はすべての商品をただゼーランドに運ぶだけであり、帰り荷は殆んどなく、大部分は為替で送金するに反して……インターロウパーは毎年多量のウールン、カージー、ベイ、ダズンその他の商品をイギリスから当市にもたらすことによって、毎年数千ギルダの関税収入を得させるのみならず、ウールンと交換しあるいは帰り荷を仕入れて運ぶためにドイツ・バルト海その他の地域からベッケン、銅、ファスチアン、ニュルンベルグの商品、絹その他を流入させ、それによってまた関税、秤量所、物資消費、公共施設を大いに儲けさせるからである。」¹⁸これらの引用から分ることは第一に、インターロウパーによってアムステルダムがイギリス産毛織物の自由市場として極めて重量な地位を占め、市内に多量のインターロウパーが在住したことである。これらの在住イギリス商人の一人ジョン・ウェブスターが一六二四年の数カ月間に一千反以上のカージー、ダズン、ベイをロンドンとハルから輸入し、なおかなりの量をゼーランド、ロッテルダム・デルフトに輸入したという事実はこのことを一層明瞭に示している。¹⁹第二に、マーチャン

ト・アドベンチャラーズが売上代金の一部を帰荷購入に当てるのみで、大部分の金額を為替送金し、また毛織物輸入の免税特権を享受して関税を支払わなかったに反し、インターロウパーはドイツ産商品等を購入してアムステルダム仲継商業の繁栄に寄与し、また関税収入にも有利であったことである。もっともこのことは毛織物商の利益にとって必ずしも関係がない。むしろ毛織物商の目的はマーチャント・アドベンチャラーズの指定市場がアムステルダムに移ることによってインターロウパーとの盛んな取引が失われることを配慮し、市の一般的利害を強調して指定市場設置の異議を市当局に申し入れたことにある。すなわちこれが第三の点であって、アムステルダムにおける毛織物商とインターロウパーの勢力はマーチャント・アドベンチャラーズの指定市場設置の野心が挫折する程強かったのである。アムステルダムの毛織物商は屢大部分をインターロウパーから仕入れ、ミデルブルグには代理人を置いて買入れたのであって、指定市場はもはや二次的意義をもつに過ぎない場合さえあった。²⁰ 第四に、アムステルダムの毛織物商がインターロウパーとの取引関係の喪失を恐れて指定市場の設置に反対したことは事実であるが、最も重要なことは、インターロウパーのオランダ退去によってマーチャント・アドベンチャラーズが事実上オランダ市場を独占することである。このことこそアムステルダムの毛織物商が指定市場に反対した真意であったと思われる。換言すればオランダの毛織物商はマーチャント・アドベンチャラーズに毛織物の自由輸入の特権を与えてオランダ市場に縛りつけ、他方でその販売独占に対抗してこれをうち破るためにインターロウパーとの取引関係を一層盛んならしめようとしたと思われるのである。最後に、アムステルダムにおけるイギリス産毛織物取引の中心はブルス（商品取引所）であったことはこの取引所の値段表に各種イギリス産毛織物とその価格が記載されていることから明らかである。すなわち毛織物商はインターロウパー（そのうち若干の者はアムステルダムに在任している）から輸入した商品を取引所であるいは直接に購入するのであって、毛織物商がイギリスに赴いて仕入れたのではなかった。それならば、これらの毛織物商は仕入れた未仕上毛織物を染色・仕上げした後どのように再販売したであろうか。

前節でみたように、オランダの毛織物商は主としてイギリス毛織物を購入し、その際、あるいは毛織物商の全国的組織を結成してマーチャント・アドベンチャラーズに対抗し、あるいはインターロウパーを援助して両者の対立を利用しながら毛織物購入利潤の増大に有利な条件を醸成し、また、アムステルダムを中心とする染色・仕上業と深く結びつき、これを主導して最大限の加工利潤を獲得するように努力したと思われる。

これらの毛織物商は、ポスチュムスによれば、卸売の大商人であり、また、加工した毛織物はかれらによって、あるいは国内各都市へ、あるいは直接であれ外国の卸売商（オランダへ買いつけにきた）を通じてであれ国外市場へ販売された。²¹ これらの点をいまアムステルダムの毛織物商の史料（一六一二年—一六三二年）について吟味してみると、国内の場合では市内の小売商および地方都市の毛織物商、小売商、国外の場合ではオランダ国境に近いドイツ西北部都市の毛織物商との取引が行われたことが分る。すなわちこれらの史料が積極的に示している事実は、アムステルダム毛織物商の直接の販売は一部国内市場であり他は近隣のドイツ西北部地方であったということである。²²

一般に、これらの毛織物の国内市場と国外市場の割合については全く不明であるが、国外への輸出が圧倒的に多かったことはいうまでもないであろう。しかしながら、国内産毛織物はいうまでもなく、イギリス産毛織物についても、国内市場をわが国で通説になっている程にあまり過少評価することは間違いであろう。その理由はこれらの史料に現れる国内市場における毛織物の需要が予想外に多いように思われるからである。²³ これは当時のオランダの経済的繁栄が上層市民のみでなく、ある程度中産市民にまで及んでいたためであろう。他方、農村地域においても、毛織物商の全国連合の課題の一つが農村における毛織物行商人の弾圧にあり、また、ライデンの市当局も絶えず農村行商人の取締に努力したことを考えると、毛織物需要がかなり存したことが想像される。勿論、上質のイギリス産毛織物の顧客は小貴族・小地主や聖職者であったろうが、イギリスと異り、とくにホーランド州のように農村工業が徹底的に弾圧され、また農村にもある程度経済的余裕のある場合、必需品たる粗製毛織物への需要が盛んだったことが理解できるであろう。

ところで、仕上げられたイギリス産毛織物はバルト海地域、フランス、ドイツ、スペイン、地中海方面へ輸出されたが、毛織物商が直接に販売した地域は史料に現れる限りでは内陸水路あるいは陸上輸送で連絡するドイツ西北部地方のみである。それではその他の海外市場へは誰の手を通じて輸出されたのであろうか。前述したようにポスチュムスは毛織物商が直接にあるいは外国の大商人を通じて輸出したと考えるが、事實は、毛織物商ではなく海外貿易を専門とする大商人の手によって輸出されたのではないだろうか。一七世紀初頭におけるオランダの海外貿易を詳細に研究したクリステンセンによれば、当時のオランダ海外貿易商人はまだ専門化していなかった。したがって、特定の商品を取扱う(貿易に従事しない)国内商人が——商と呼ばれたのに対して、かれらは単に商人(Koopman)と呼ばれたのであった。かれらはオランダの海外取引地域全体を相手にして広範に輸入と輸出の両者を行い、特定の地域だけにその取引を限定することはなかった。富裕な商人はあらゆる経済活動に投資した。当時、商人はその資本の一部を安全で比較的有利な土地、家屋などの不動産に投資し、他を利潤獲得の可能性あるあらゆる部門、輸送業、金融業、とくに海外貿易に投資するのが最も普通であった。²⁵このようなクリステンセンの見解に従うならば、毛織物商

1631年のアムステルダム市民財産所有状況

財産額	人数
10— 19	587人
20— 49	569人 (24人)
50— 99	231人 (11人)
100—149	57人
150—199	19人
200—249	12人
250—299	3人
300—399	6人 (1人)
400以上	3人

単位は1000ギルダー
カッコ内は毛織物商
Van Dillen; R. G. P. 78, XLによる

は海外貿易に従事しない国内商人であったといえるであろう。事実、一六三一年におけるアムステルダムの「財産評価台帳」によると次のことが分る。すなわち、財産額二万五千ギルダー以上の市民六八五名のうち職業の明らかな三八七名についてみると、商人二五三名、毛織物商二四名、絹織物商一四名、役人一五名、ブドー酒商二名、精糖業者一二名であり、さらに、図にみるように、毛織物商は概して富裕ではあるが、最富裕の大商人グループ(二〇万ギルダー以上の者二四名は、うち一名の毛織物商を除けばすべて単なる「商人」である)に比較すればアムステルダムにおけるかれらの地位は明瞭であろう。

以上の検討の結果、毛織物商は国内市場と内陸の近隣諸国市場を除けば、商品の大部分を海外貿易を営む大商人の手を通じて(一部はオランダに買いつけに来た外国商

人の手を通じるにせよ）輸出したと考えるとよいであろう。

このようにして、一般的に、毛織物の海外貿易の利潤は毛織物商ではなく、「商人」に帰したのであって、このことは前述したように毛織物商をして、一層、購入と染色・仕上工程における利潤の確保に向わせたと考えられる。このようにしてオランダにおけるイギリス産毛織物商業は大商人によって支配されるアムステルダムの中継貿易体制に組みこまれ、その利潤の獅子の分前を獲た者は大商人であった。

IV

つぎに国内産新毛織物の流通経路についてみよう。オランダの毛織物業はライデン、ハーレム、ハウダ、デルフト、アムステルダム、ミデルブルフ、カムペン、ティルブルフ周辺農村に栄えたが、なかでも圧倒的に隆盛を極めたライデンの毛織物がこの国の毛織物業を代表していたと考えると差し支えない。²⁶ライデンにおける毛織物業の初期的繁栄がフランドル地方からの多数の移住者のもたらした新毛織物業によって特色づけられることは、たとえば一六一九年の当市生産額がサイ（五三、三六三反）、バイ（一七、〇八六反）、ファスチアン（二五、〇七九反）、ラス（六、四七五反）、ラーケン（一、三四五反）、その他（六、二二二反）、合計一〇九、五六七反であったことから分るであろう。

ところで、前述したように毛織物商は主としてラーケン、バイを取り扱ったが、バイは比較的安いうす織物であり、ラーケンも初期には粗製品だったのでかなりの部分が国内市場において需要をえたようである。バイはまたスペイン、イタリーに輸出された。しかしながらライデンの毛織物商、サイ商、バイ商は大低資本力小さく、その取引は国内およびラインランド地方の顧客に限られていた。

ところで、これらの新毛織物を製造する織元の殆んどが小規模経営であったライデンの場合、小数の上層織元は自己の生産物を賃加工で染色してアムステルダムの商品取引所に送ったが、圧倒的に多数の織元はそれぞれ市内のサイ取引所、バイ取引所で、主としてアムステルダム商人あるいは国内地方諸都市や移住者の故郷ベルギー、北仏、ウェストファーレンなどから訪れる商人に販売した。ここで想起されるのは Pieter de la Court “t Welvaren der Stadt Leiden” 1659 の三二章、三三章におけるつぎの記述である。すなわち「……われわれ（ラ

イデン市民)は全毛織物貿易を他の地方に、あるいは少くともアムステルダムに追いやり、多数の(当市の)商人の代りに、一〇〇ギルダーの取引に対し一〇スタイファ(の口銭)で満足しなければならぬ非常に少数の代理人 *Factor* をもっている」(三二章)ような状態であり、「さらに、全く問題なのは独立の小織元が非常に多数であることが(当市の)毛織物業にとって、したがって当市にとって、有害ではなだろうかということである。なんとすれば、彼らの乏しい資本はその生産物を(買う)商人を長く待つなり、あるいはどこか遠い場所での販売機会を求めるところを不可能にし、したがって彼らは、当市に在住する商人が充分存しない場合には、屢々僅かの利益で、時に原価を割って売らなければならないのである。そして、彼らがひとたびラーケンヤ(その他の)織物を安値で売ると、その商人に対してそれと同じ織物を値上げすることは非常に難しく、それ故そのやむをえぬ(安)値段でも損をしないようにするために、生産物の品質をおとさざるをえないからである。」(三一章)ここで明かなことは、ライデンのサイ、バイは多数の貧しい織元(それがこの市の毛織物業を破滅させるといふド・ラ・クルルの意見はさておき)によって製造され、第二に、これらの製造品を海外へ輸出したのはアムステルダムの大商人であって、これらの大商人はライデンに代理人を有し、第三に、多数の織元はその資本力の弱さのために、しばしばアムステルダムの商人によって買いたたかれ、市内の代理人もまた非常に安い手数料で彼らのために働かざるをえなかったということである。ポスチュムスによれば、多数の商人からその都度織物の買入れの委託を受ける *commissionair* と、ただ一人の商人の代理人として自由に買入れる *factor* の区別は明瞭でなく、

一七世紀初頭、ある織元は数人のアムステルダム商人の代理人として働き、その取扱高は四万ギルダーに達した程であった。

結局、ライデン毛織物もまたラーケンとグラインを除き、その製造品の大部分はアムステルダムの大商人の手を経て海外市場に運ばれたのであった。²⁷ 結局、強大なアムステルダムの商人資本に捕捉され、ライデン土着の毛織物商(あるいは織元)もこれらの代理人として奉仕させられている状況において、ライデン新毛織物業はついに自己の利害に密着した商人層あるいは商人グループを把握することができなかったのである。ド・ラ・クルルはこのような状況を鋭く指摘して、ライデンの織物業を発展させるためには第一にアムステルダム・ロッテルダムに代理人たちを置いて原毛の購入、製品の販売に当らせ、第二にポールランド、プロイセン、ポンメルン、イタリー、スペイン、東西インド、トルコと直接取引して原毛の購入と製品販売を行い、第三にこれらに基いて、当市の商人の利益を増大し、市外商人を排除することが必要であ

るとその対策を主張したのであった。（「ライデン市の繁栄」第二〇章）

さて、一七世紀の中葉、イギリスにおいてはウルンに代って新毛織物製造の勃興がめざましかったが、この新毛織物は農村における安い労働コストと原毛の自給を有利な武器として、国際市場ななく南欧市場に進出し、オランダ産新毛織物に挑戦した。ライデンの新毛織物産出量の漸次的減少はこの国際競争におけるライデンの敗退を示すであろう。オランダでは、著しい生活物資の高騰に伴う賃金の上昇とは逆に、低廉なイギリス製織物の侵入によって、たとえばライデン製ヘーレンサイの値段は二五％下降し、その生産額も一六六〇年の約一七、〇〇〇反から一六七〇年の七、〇〇〇反に減少し、また、スコットランド製バイの流入はライデンの粗製バイ生産を衰滅に陥れたのであった。²⁸一六六三年の毛織物業のアンケートの報告は価格低下の原因としてイギリスの競争を指摘し、イギリスを仇敵と呼んでいる。²⁹しかも競争相手はイギリスのみではない。同年の一史料にはイギリスに次いでリエージュ、フランスを危険な競争相手としてあげる。³⁰

このような事態に直面したオランダの毛織物業が激烈な国際競争に対して自国産毛織物を保護しようとするのは当然であろう。しかしながら、第二次英蘭戦争を契機として、一六六四年から六七七年の間に続いて発布されたイギリス織物流入阻止のための諸条令は、アムステルダム商人の反対に遭って終戦後（一六六八年）早速廃止されるのである。一七世紀前半にライデン産新毛織物を輸出して多くの利潤をえたアムステルダム商人は、イギリス製品が割安になるやいち早く自国製品をそれにきり換えた。スペインがあらゆるイギリス製毛織物の輸入を禁止した時、彼らの手によってアムステルダムでライデン製造の偽証票を付された無数のイギリス産ベイ、セイがスペインに送られさえしたのであった。³¹

それだけではない。前に指摘したように、すでに前世紀から、毛織物商によって輸入されるイギリス産ラーケンとくにカージーやダズン的一部分が国内市場において消費されていたのであったが、ついにライデン産ベイの四倍に及ぶイギリス産ベイがオランダ国内で販売されるという始末になったのである。今や、飽くなき利潤を追求するオランダ商人の援軍を得て、イギリス製品は無防備のオランダ国内市場に氾濫したと言つてよいであろう。³²

V

ライデンにおける一七世紀の二〇年代以降のラーケン製造業と三〇年代中頃のグライン製造業の急速な発達は、前者における染色仕上技術の革新、後者におけるトルコ産アンゴラ毛の使用の導入、さらに国際市場におけるイギリス産ウルの後退によるであろう。これら二部門、とくにグラインの製造業者は、同時に商人としてその製造品を直接に国内、国外に販売した。彼らはレーデルと呼ばれ、かなり多額の資本所有者であり、あるいは多数の織元を問屋制支配下におき、あるいは大作業場を建設し、織元を中間親方にして労働者の監督に当らせた。彼らはまた多額の資本を要する染色場や縮絨用風車を設け、独立の小織元から、また恐らくイギリス商人からも未仕上織物を買入れ、染色・仕上を行って販売したのであった。すでに別の機会に述べたように、彼らはその資本を流通部門により多く投下しており、その関心は商業活動により多く向けられていたと思われる。³³ グラインとラーケンのレーデルを兼ねていたピーター・ド・ラ・クールが「ライデンの繁栄」で、工業に対して商業の利害を優先すべきことを主張したのはこのことを物語っていると思われる。もっとも、一般に考えられているように、ド・ラ・クールは単に工業に対する商業の優越を主張しているのではなく、工業の発達に商業の発達（海外市場の獲得）と不可分の関係にあることを主張していることは一読して明らかである。彼のいう商業はあのアムステルダムを本拠とする仲継商業的性格を担っていないのである。さらに一歩進めるならば、前節の末尾に述べたようなアムステルダム大商人の中世的国際性、無国籍性（商業資本一般が元来そうした性格をもっていると言え別だが）に対し、ド・ラ・クールは自国（この場合ライデン）の産業と結びついた商業の発展を想定していたのではないだろうか。この点イギリスの場合には、商業が工業的利害と対立するにしても、オランダの場合に欠除している最小限度の国家的規定性は与えられているように思われるのである。中世的都市経済と政治的的地方割拠主義を基盤とするアムステルダムが、商業の自由の旗じるしの下に、商業のみの自由を主張したに反し、ド・ラ・クールはライデンをモデルにして、工業と結びついた商業を説くことによって、このような商業における国家的規定性の問題を考えていたと思われる。³⁴ それはともかく、ラーケンおよびグラインが当時のアムステルダム商品取引所の値段表

に記載されていない事実はこれらのレーデルが海外に直接販売するか、あるいは、取引所を通じることなく、アムステルダムにおける大商人や外国商人と対等に直接取引できる実力を有したことを示しているであろう。

ライデンにおけるラーケン製造は好況期と不況期を繰り返し、一六九八年の二八、一〇四反を最高生産額として、およそ一七二〇年頃まで約二万反の産出量を維持するが、既に一七世紀に、国内においては北ブラバントのティルブルグ周辺農村工業が、国外ではベルギーのリエージュ、およびプエルプイエ周辺農村にラーケン製造が姿を現わす³⁵。ライデンの企業家は、最初、これらの農村工業の低賃金を下請として利用し、スペイン羊毛を送って製造させ、染色・仕上をライデンで行っていたが、これら農村工業は徐々にライデンのラーケン製造技術を習得し、ついに一八世紀に入るとアムステルダムから直接に羊毛を仕入れて独立するに至り、ことにリエージュとプエルプイエはライデンの強敵としてたち現われ始めたのである。加えて、ライデンのラーケン製造業に暗い影を投げかけたのは時代の風潮がラーケンのような厚物高級織物からうす織物へ、さらに木綿や麻の交織へといよいよ進んでいったことである。オランダにおけるラーケン製造業の漸次的衰退と、他方で、増大する中産階級の中に市場を求めるイギリス新毛織物業の発展とは以後における両国経済の明暗の様相をくっきりと示している。以後、ライデンにおけるラーケンの製造はその縮小した市場に対応してファブリックルによって行われ、レーデルは純粹の毛織物商人に変貌する。

註

- 1 Ch. Wilson, *Cloth Production and International Competition in the Seventeenth Century*, Eco. H. R. 2nd ser., vol. XIII, No. 2(1955), p. 209 また F. G. Fisher, *London's Export Trade in the Early 17th Century*, Eco. H. R. 2nd ser., Vol. III, No. 2 (1950), R. Davis, *English Foreign Trade 1660—1700*, Eco. H. R. 2nd ser., Vol. VII, No. 2 (1954) 及び B. E. Supple, *Commercial Crisis and Change in England 1600—1642*, Cambridge, 1959. Ch. Wilson, *Profit and Power, A Study of England and the Dutch Wars*, London, 1957 は毛織物業と海外市場の關係を取扱って、示唆的である。わが国でも最近、同じ観点に立つ二つの力篇が発表された。船山栄一「イギリス毛織物工業と国際競争——一七世紀における新旧織物の隆替をめぐって——土地制度史学」第二六号（一九六五）一一二三頁、角山栄一「イギリス・ブルジョワ革命期の産業問題」（桑原武夫篇「ブルジョワ革命の比較研究」所収）二八七—三二二頁
- 2 N. W. Posthumus, *Nationale Organisatie der Lakenhoopers Tjydens de Republiek*, Utrecht, 1927, XV

この両グループ以外に、富裕な仕上業者 *lakenbereider* も重要であった。仕上業者には *droogscheerder* と *lakenbereider* があり、前者は伝統的技術を温存し、規模も親方と二、三人の職人で賃加工を行ったに対し、後者の上層グループはイギリス産、あるいは国内産の未仕上織物を買入れ、仕上げて販売したので、その活動は毛織物商と全く同じであった。

N. W. Posthumus, *De Geschiedenis van de Leidsche Lakenindustrie*, II. *De Nieuwe Tijd*, 's-Gravenhage, 1939, p. 815

3 当時、既に都市では軽くて着心地よい素材物サイ、ハイが市民に喜ばれていたに対し、保守的な農民は旧来の粗製ローケンを着ていた。なお、農民は未仕上のローケンを買入れ、自分で仕上加工して着用するのが中世以来の慣習であった。

4 van Dillen, *Amsterdam in 1585, Het Kohier der capitale Impositie van 1585*, Amsterdam, 1941, XVI

なほ van Dillen は仕上業者数が比較的少いのは毛織物商がもともと仕上業を営むところだからだと考えている。

5 van Dillen, *Bedrijfsleven en Gildwezen van Amsterdam*, Vol. II. (1612—1632), 's-Gravenhage, 1933, No. 342 Resolutie der Vroedschap naar aanleiding van een staking der lakenbereidersknechts (1616)

ただし、一六二八年にも職人の賃上要求に応じない仕上業者に対し、市当局は日給一ハスタイファを支払うことを規定した。No. 1165, 1166

5 N. W. Posthumus, *De Geschiedenis*, p. p. 721, G. W. Kernkamp, *De Droogscheerders-Synode. Een bijdrage tot de geschiedenis van de lakenindustrie in Holland in de 17, en 18, eeuw*, 1911 を参照せよ。

7 van Dillen, *Bedrijfsleven*, No. 468 (1618) は毛織物業者が仕上業者に対して毎日一ハスタイファを支払い、後者は前者以外の毛織物商の仕上を行わなうことを定めた契約書である。

8 van Dillen, *Bedrijfsleven*, No. 425. Ordonantie, waarbij een college van toezicht op den lakenhandel word in gesteld 1511 のネーデルラントの規定である。

9 A. Friis, *Alderman Cockayne's Project and the Cloth Trade*, London, 1927. Ch. Wilson, *Profit and Power*, London, 1957. p. p. 27

10 van Dillen, *Bedrijfsleven*, No. 48

11 N. W. Posthumus, *De Nationale Organisatie*, LI 頁に詳し。

12 イギリス側は指定市場所在地での調査を主張し、毛織物商側は購入した毛織物を自宅で荷解するから自己の居住する都市での調査を希望した。

13 イギリス側は一定期限内に発見された欠点に対する補償あるいは買い戻しを望んだが、毛織物商は木綿、麻の混入が発見されるのは染色後であることから期限を長くすることを主張した。

14 N. W. Posthumus, *Nationale Organisatie*, XXXIII 頁同書 No. 39 (1616) における組織結成の声明書である。

15 Posthumus, op. cit. XXXV

16 C. Te. Lintum, *De Merchant Adventurers in de Nederlanden*, 's-Gravenhage, 1905. p. 65

17 van Dillen, *Bedrijfsleven*, No. 204

- 18 N. W. Posthumus, *Nationale Organisatie*, p. 172
- 19 van Dillen, *Bedrijfsleven*, No. 1063
- 20 van Dillen, *Bedrijfsleven*, XXI 254-257. チャント・イブデンチャリースのメンバーであったリチャード・シムボードは、阿姆斯特ダムに代理人を駐在せしめて毛織物を送つてつづいた。
- 21 N. W. Posthumus, *Nationale Organisatie* XVI
- 22 van Dillen, *Bedrijfsleven*, *ibid.* 国内については No. 812, 960, 1147, 1243, 1255 を、イブデンについては No. 787, 893, 921 を参照。
- 23 毛織物商の全国的組織に加入した約四〇の都市のうち、かなり多数の都市は地方的、農村的都市であつて、これらの都市の毛織物商が購入したイギリス産毛織物は、加工された後市内およびその周辺農村に供給されたと考えられる。
- 24 N. W. Posthumus, *op. cit.* LIX
- 25 A. Christensen, *Dutch trade to the Baltic about 1600*, The Hague, 1941, p. 188
- 26 ライデンにおける毛織物業発展の経過については拙稿「近世前期オランダ毛織物業——ライデン毛織物業の場合——」(「社会経済史大系」四卷、所収)「最盛期におけるライデン毛織物業の構造変化」(「東京女子大学論集第九卷」六一—八七頁参照)
- 27 本稿では触れなかったが、ライデン毛織物の原毛は阿姆斯特ダム商人の手中に握られてつづいた。N. W. Posthumus, *De Geschiedenis*, p. 754
- 28 N. W. Posthumus, *De Geschiedenis*, p. 959
- 29 N. W. Posthumus, *Adviezen uit het jaar 1663 betreffende den toestand en de beoording der textielnijverheid in Holland*. (B. M. H. G. vol. 37)
- 30 N. W. Posthumus, *Bronnen tot de geschiedenis van de Leidsche Textielnijverheid*, vol. 5 (1651-1702), 's-Gravenhage, 1918, No. 30 § 14
- 31 Pieter de la Court, *Het Welvaeren van Leiden*, 1659, C. 25
- 32 N. W. Posthumus, *Bronnen*, No. 352 § 8
- 33 註26参照。
- 34 彼の著書 *Aanwijzing der heilsame politieke gronden en maximen van de republiek van Holland en West-oriensland* 第10章、第1頁、第2頁に示してつづいて。
- 35 N. W. Posthumus, *De Geschiedenis*, p. p. 955, p. p. 960